

かけよう

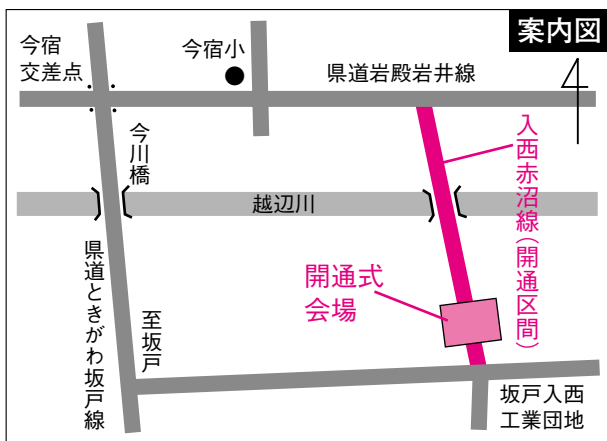


完成イメージ図

3月16日(日)
道路開通

「入西赤沼線」開通式典

- 日時 3月16日(日)午前10時～正午
- 会場 入西赤沼線坂戸市側取付道路(下記案内図参照。なお、ご来場の際は、徒歩または自転車でおいでください。)
- 内容 式典およびセレモニー
- 問合せ 役場まちづくり推進課
☎296-1211(内線114)



鳩山町と坂戸市を結ぶ入西赤沼線が3月16日(日)に開通します。(一般開放は式典後) 入西赤沼線は越辺川に架かる越辺川大橋(橋長219m)を含む全長1210mの都市計画道路です。この道路の開通により、県道とかがわ坂戸線の渋滞緩和や通勤・通学の安全性の向上が図れます。また、入西地区にはすでに坂戸西スマートインターチェ

ンジも開設されており、石坂・今宿・赤沼地区と同地区をつなぐ市街地の形成だけでなく、坂戸市と鳩山町との人や物の交流など、今後この道路のもたらす効果が期待されています。なお、開通に先立ち同日午前10時から坂戸市側で開通式典を開催します。安全祈願やテープカット、くす玉開被などのセレモニーもごさいますので、ぜひご来場ください。

3月23日(日)
認知症と介護

認知症講演会

『脳画像でみる3大認知症
その違いとタイプ別接し方
のポイント』



松岡 孝裕氏
(講師)

認知症は、誰でも発生する可能性があります。そのため、皆さんが自らの問題として捉え、地域全体で認知症高齢者の生活を支えていくことが必要です。認知症の高齢者を早期に発見し、見守り支援が行える体制作りをしていくことは、住み慣れた地域での生活を続けていくことにもつながります。

そこで町では、認知症を正しく理解し、的確に対応できるようにするため、研修会を開催します。認知症を身近なものとして感じ、自分で行えること、社会で考えるべきことについて一緒に勉強しませんか。

- 日時 3月23日(日)
午後1時30分～3時(受付時間は午後1時15分)
- 場所 町ふれあいセンター 2階小ホール
- 講師 埼玉医科大学病院 神経精神科・心療内科 医長 松岡 孝裕先生
- 申込 3月20日(木)までに、地域包括支援センターに電話または町ホームページ(※)より申し込みください。
- 問合せ 町地域包括支援センター ☎296-17700

2月20日(木)
交通・防犯

交通・防犯講演会

『西入間警察の交通・防犯の講演で安全安心なまちづくりに役立てよう』

※町ホームページのトップ画面にある「便利ガイド」内「電子申請・届出サービス」ページから、原則24時間手続きができます。

知ろう・学ぼう・深めよう

注目イベント・講演会へ出

町では2月～3月にさまざまなテーマのイベントが開催されます。
この機会に、ぜひ各種分野について理解と関心を深めましょう。

3月8日(土)
震災
東日本大震災
復興祈念

「感謝の木

福島のだれ桜」

植樹式

平成23年3月11日に太平洋三陸沖を震源として発生した東日本大震災に伴い、町でも平成23年3月19日より避難者の受け入れを行いました。多くのボランティアの方々にも支えられ、これまで避難者の方々の数多くの支援が行われました。平成26年1月10日現在、町内には21世帯48人の避難者の方が生活をしていま

す。

町内にある仮設住宅に避難された方などで組織された「鳩山町東日本大震災避難者の会」(代表 鈴木文子氏)から、鳩山町民および鳩山町の

■日時 3月8日(土)
午前10時30分～11時30分
(受付時間は午前10時～)
■場所 町農村公園
■問合せ 役場健康福祉課
☎296-1241

今までの避難者への温かい支援に感謝の気持ちを表すため、町に対して福島県産の桜(しだれざくら)の苗木2本が寄贈されました。この度、その植樹式が3月8日に町農村公園で行われることとなりました。

植樹式で植樹される桜には、避難者の皆さんの、町民の方々と町に対しての感謝と、東日本大震災の復興を祈念するシンボルという思いが込められています。多くの方々と一緒にこの思いを共有したいと思っておりますので、ぜひお問い合わせの上、ご参加ください。

近年、自転車のマナー違反などが社会問題となっており、そこで、自転車利用者対策や悪質・危険運転者対策として、平成25年12月1日に道路交通法が一部改正・施行されました。自転車は原則左側通行、無免許運転の罰則強化などが図られました。改正点の概要は左欄のとおりです。町でも、こうした機会をとらえ、その他問題となっており迷惑駐車や振り込み詐欺被害などと合わせ、改めて基本的な事項を学習し、交通や防犯に関する意識醸成を図るための講演会を実施します。交通安全と防犯への関心をより深めるために、ぜひご参加ください。

■日時 2月20日(木)
午後1時30分
■会場 町ふれあいセンター
302会議室(入場無料。申込不要)



道路交通法 一部改正の概要

◆自転車利用者対策

- ・道路右側の路側帯通行が不可に
- ・ブレーキ不備の自転車が取締り対象に

◆悪質・危険運転者対策

- ・無免許運転などの罰則が引き上げに
- ・無免許運転に関わる車の提供・同乗も禁止に

自転車利用安全五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - ・飲酒運転・二人乗り・並進・傘さし・イヤホン・ヘッドホン・携帯電話の禁止
 - ・夜間はライトを点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

■内容 ①「交通に関すること」高齢者の交通事故、道路交通法一部改正による自転車の新ルール、駐車ルールの再認識
②「防犯に関すること」振り込み詐欺、小学校の登下校時見守り
■講師 西入間警察署
①交通課 阿部輝徳警部補
②生活安全課 川又学警部補
■問合せ 役場生活環境課
☎296-15894

こちらも再度チェック